夏原羅日本千字文 全

リ 5
5078

U5
5078

門 U 5
號 5078
巻

日本國開闢
本朝千字文
昌國寺立

312

故
菊地三九郎
氏
寄贈
昭和三年
一月

貝原先生自和千字文注解序

下野芳賀郡赤羽之社家宮
神宮祠掌朝山晴霞人貝原
先生之著作自和千字文白文
一冊至誓〻寄之注解甚
詳悉之矣雖至乃至千字之
門天地開闢於慶長元和之頃

[illegible]の作孔異変[illegible]
文中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

千時明治七年辛亥
八十二翁
地堂春夢

序 [illegible]

中古以還讀漢籍者流浮
華而不務實用者多矣是
曰不讀本朝書也獨貝原翁
反之其所著切實有益于
世教斯書亦其一也雖僅
千文字規闡以來至于今世之

盛衰人之常情惡載而不遺
使讀者瞭然數千年之
治革可謂不讓周興嗣著矣
寧嫌不押韻乎哉

桐陰生撰

本朝千字文

日本開闢

天地はじまりて国土の形ちなしたる時に高天原に
ものの成りて天と地と
地となるこゝに生まれ出でたる神を国常立尊と
神となる名を国常立尊と中者是我朝人倫始

諸冊二神

夫婦之根

伊弉諾伊弉冊尊天の浮橋に立ちて天の
逆鉾をもつて蒼海をかきさぐりて
こゝろまつて宮を造る事を
尾張国に

窟前顰蹙

天照太神素盞嗚尊の所業を行ひ給ひ給ふ天の窟にこもりませ給ふ世界とこの神〻乃ち手を拍て高天原を動かし給ふ神樂の始

鈿女奏舞

手に神樂の笛を持て高天原の神樂を奏し給ふ

岐蛇忽亡

素盞嗚尊出雲の国肥の川上に八重垣を作り給ふ

八重垣就

素盞嗚尊出雲の国肥の川上に八人の姫稲田姫を娶給ふ

翁授潮瓊

素盞嗚尊翁から授の潮瓊を以て海を渡り給ふ

龍産鸕茅

素盞嗚尊翁から授の潮瓊を以て海を渡り給ふ

為黎民祖

天照太神素盞嗚尊に穂耳を奉る

歌の手ほめて

天七地五

歌の序歌乃至我が龍

尊と申奉る

國常立尊　大戸道尊
豐斟渟尊　大戸邊尊
泥土煮尊　西王尊
沙土煮尊　伊弉諾尊
伊弉冉尊

天神七代

地神五代

一　天照皇大神
二　忍穂耳尊
三　瓊瓊杵尊
四　彦火火出見尊
五　鸕鷀草葺不合尊

天地七代地神五代の神代の始末と之を分て五代となす人皇の始祖神武天皇の御代より

盤余邪伽

神武天皇の御子神武天皇の御代より

人皇最初

神武天皇の御子と天照大神の御孫瓊瓊杵尊の御子と日向の宮にて天照大神の

さいらけ安産あ〜ほうのめ又ハ土地備保のあ〜ほの御子御孫を作のめ大傳のあしいらせ皇后をいとおとめ皇を橿原の宮とまうす皇后を初め帝位つきの事神武天皇と称奉る人皇の初代

帥隊既發

人皇十代崇神天皇弘仁王命暦を未賊をうけ

屠賊歩滅

ものを平つらし天賊を

寶器在庫

軍と平定の事の始め

蜻蛉回洲

崇神帝夫備奉を加えつらし偽作をうしの国の土地

神さらを天皇と邪一九宝庫の宝器を平定

湖渡嵩元　將封船泛

人皇十代垂仁天皇の御代に陸奥の國に湖あり　湖の水溢れて陸地に流れ出でて
陸地となる　ゆえに湖を船を浮べうるなり

蹶速　腋角

人皇十代垂仁天皇の御代　宗天皇五年　天照大神を大和の
大和の當麻蹶速と云者　秋の宮に居　宮の
和泉宮　師見宮　宮中に
師見宮　宮中に　蹶速を
殺世に　蹶速を角力の始と伝
人皇　蹶速　角力

倭姫齋宮

宗天皇五年　天照大神を大和の
のもとうつし奉り　宮殿　立
秋の宮に　居　大和姫を
宮を　齋宮　大和姫の
始く　伊勢に　隆業
宮を　齋宮の始

草薙劔

人皇十代垂仁天皇の御代　東夷王位に叛きしが王子日本
武の尊を以て東征　東夷を平らむるの後　尊天照大神の
まもりを奉りて　大和姫に　天の村雲の劔を授け給ふ　尊
の名を　東夷　尊を恐れ　賓士の
劔の様を　尊の
天の村雲の劔を　世を
の言葉　吹つ日本　天賊を
降る　天の村雲の劔を　草薙の劔を　或説
不動の尊　日本武の尊　強弓
尊　火を焼こと　尊
の劔を　草薙の劔　尊
なり　尊　尊の
尊　尊　尊

[illegible]

東夷を[illegible]し[illegible]陣し[illegible]武[illegible]確井
嶮の[illegible]目の[illegible]東の方を[illegible]
[illegible]

那の[illegible]

武内宿祢

武内大臣は[illegible]
天子[illegible]の[illegible]神功皇后を保[illegible]
[illegible]ば三韓を[illegible]
の[illegible]
[illegible]

剖正器界

[illegible]天皇に仁德皇[illegible]
[illegible]

形埴探湯

應神天皇の[illegible]武内大臣の[illegible]
武内大臣を[illegible]
[illegible]

壽考宣祀

[illegible]兄
[illegible]

息長帶姫

[illegible]

征伐三韓

[illegible]

赤猪齧王　譽田現幡

神功皇后摂政元年夏四月大臣武内宿禰と共に謀りて皇后に申して言はく、今天皇の御子等、何の罪か有りてか、遠く流されて、遠く国に居らしめたまふ。今聞く、兄王、弟王、共に国に在りと。是の故、

雄略荒猟　薄葉蓬莱

雄略天皇の安康天皇の御舎弟にいらせ給ふ。大和の葛城の宮にいらせ給ひし時、葛城の宮の御殿の前に、百樹天皇の宮ありし所を焼き、二輪王百樹天皇の御子を焼き、二輪王の御子を焼き、二輪王の御子を焼き、二輪王

烈劉孫胎

膳大麻虎皮

厩戸信仏

守屋率軍

秦士優女藝

達磨班鳩

建太子霊夢を見て自り観世音の像を造り給ふ
聖徳太子大和の班鳩の宮を立て給ふ
聖徳太子大和の班鳩の宮を立て給ふ
太子道に行き給ふ時に乞人あり
太子食を与へ給ふ時に歌を作り給ふ
斑鳩の宮の内に入り給ふ
いかるがの宮の内の池に鴛鴦多くあり
聖徳太子の御子山背王を殺し奉る
聖徳太子の御子山背王を殺し奉る
聖徳太子の御子山背王を殺し奉る

年号大化　歳瑞白雉

孝德天皇の御代白雉元年二月二月
仁海を施し給ふ御代に作り給ふ
大化元年より白雉に至る

役優金峰　寮奠孔子

文武天皇の御代大和国役山の麓に
生れ給ふ神の御子也
役行者と云ふ也　伊豆へ流罪
大宝元年二月役行者
釈奠の始まり

金撰書紀　橘輯萬葉

金人現ず天竺の国に天竺の国
博学給ふ人黒小郡に
日本書紀神代より
橘諸兄公の郡に萬葉集を輯し給ふ
孝徳天皇より聖武帝
御代の時

帝建金寺　石造浴室

日蔵峰に建立し給ふ
塔を建て元祖と

聖武天皇深く佛法を信じ給ひ諸国に
寺を建てしむ是日本国に
聖武帝と共に建立し仏像の
一丈六を造り僧侶を大官に
任ず僧侶を尊ぶ
天子の勅命を
受け帝も勅を
師と崇めしと
世間の乱を
鎮ずる時
天皇
叡山焼亡
豊臣大閤
焼き
和尚
光明皇后
仏法を

置文六像

行基菩薩勅願ニ出家ス姓高志氏十五ニシテ剃髮ス法華
般若ヲ修シ道ヲ究ム聖武帝深ク帰ス大僧正ト為シ
号ヲ菩提ト賜フ天平二年ニ初メテ大菩薩ノ
菩ニ初ノ百部大仏ヲ親ク
京ニ於テ造リ行基初ニ仏眼開ス

仲磨聯仰

阿部仲磨ハ阿部倉橋麿ノ子ニ元正帝霊亀二年
遣唐使ノ船ニ乗ジ入唐シ唐ニ留マル
吉備真備ト共ニ為ニ朝衡ト改ム秘書監
右僕射ニ昇ル藤原清河ト唐朝

菊御竹立壺

の部日本ニ帰ラントセシ時唐人
王維ヲ始メ百人餞別ニ臨ミ和歌ヲ
詠ス阿倍ハ海上ニ月出ル和歌ヲ
和歌ノ初ヲ詠ス三笠山出ル月ハ
らんとの心ハ此ニ吹キ出ル唐ニ長ク
ニ住ハ唐ニ帰ル日本ニ

新尼蓮絲

中将姫の大職官藤原豊成ノ
娘姫ニ継母ノ讒言ニ
られ二十二ニ当麻寺ニ住ス
娘姫の出家ヲ
を孝行ノ為ニ
の中将姫ト称ス

修曼陀羅

吉備豊成ノ
別有田郡雲山城
ニ住シ
父豊成
所銘ニ
ノ為ニ

押勝雖廢　弓削被庸

藤原恵美押勝は孝謙天皇の御寵を蒙り、
[illegible]
道鏡法師の寵を蒙り、
[illegible]
孝謙帝は一旦全く親政を行ひ給ひ、
[illegible]
道鏡を弓削寺に
[illegible]
[illegible]

[illegible]
の神祇官に
[illegible]
道鏡大に怒り神祇官を
大隅国に流し、称徳帝は
道鏡を
北京一院を置き、
[illegible]

遷雖山城　奉錦台山嶽

桓武天皇延暦十三年、山城国長岡の京を遷し、
[illegible]

[illegible]

坂上報恩

創清水寺

延暦十年坂上田村麻呂建立之

坂軍奥州征伐の和尚観世音に祈念し賊徒を
殺したまはば御願を立て伽藍を建立し
観世音の御像を作り奉る十年竹剣一本自生
奉る霊験あらたなる今に至る

護命弘法

教導伊呂波

抑いろはの文字は弘法大師の作なりと
世人の文字を教へ仏法を
伝へ給ふ云々

夏井誦経

肥後の紀夏井は筆法に長じ世人
傾倒す延暦年中に唐に渡り
僧と碁を打ち勝負を争ひ
肥後の紀夏井は筆法に長じ世人
傾倒す延暦年中に唐に渡り
僧と碁を打ち勝負を争ひ
[illegible]

惟喬遁世

惟喬親王

惟喬親王と文徳天皇第一の王子惟喬親王と第二の皇子惟仁親王と帝位を
中に惟喬親王と惟仁親王と帝位つけの事を仁和天皇と

基經の序をうけてこれを
考る百人一首の歌の序
序創作序歌母の序
序

閑臣巖關

世の臣を嵯峨帝の御子寛平元年宇多帝
出陽寺に百天子を
とるとなり後に醍醍帝
醍醍帝に初て
る陽明門に百人の人
隨興院殿に百人の人
て世の人の百人と

菅公紅敏

菅原の道實公醍醍帝に
に仕る

輔翼鳳闕

に仕る

眺望鹽竈

巨勢工畫

道風能筆

なりて天子を成人に
神童と称せ
序侍讀に
の子大臣時平
を
位
の帝
を
の
延喜元年
の
の
を
を
の
の
の

巨勢金岡と申絵師の祖と成る事世に広く
知る所なり云々 延喜帝御宇に人物を
とせめ給ふ 周昌を始として後宮の美人を選び
給ふと唱へ世の天子賞賜の
世に若き時分道風と共に書を学び 光孝巨勢と
金岡に殿と障子に書かせ 平賀と親保 宗
を陽成と宣しかば 延喜帝 道風命じて
首風を称の制を賜 一人 三蹟道風行成佐理

實録己編 古今漸集

三代実録に菅原時平 延喜帝に御覧の備
為しの表 菅公 帝 遷り出 時平 天
覧 帝 大業 音 詠して書 陽
詩 書 陽 光孝 武 書 故 陽

延喜帝和歌を好給ふ 時の歌人 紀貫之 命じ
て 古今集を撰 撰 ひ 文 の 古今
集をもつて 延 古今 序文 紀 紀
天下 ならば 歌 三 日 今 集 醍醐帝 撰 行 不 聞 撰 撰 撰

[illegible]

秀郷（ヒデサト）　鹿島（カシマ）　討（サウ）於海陸（カイリク）

伊豫掾源頼朝卿、[illegible]

[illegible]

[illegible]

式部辭艶　納言才英

業式部、越前守為時の娘、上東門院に参りて
しるべ女院御所にのぼりし
春の一夜、月いと明し。観世音に祈り
侍りしに、夢に、白き衣着たる人
来て、「なんぢ、和歌の道に
秀でたり。文章の道、
好まずとも、源氏中将、
詩作、人に勝れたり。和歌を
学ばしむべし。是を学ぶべ
き者なり。風雅の道、
人の心を和らげ、
猛き心を慰む。
和歌、
天地開闢の時、
高天原に
神集まりて、
素盞嗚尊、
出雲国に
宮造りして
住給ひし
時、
天雲立ち
上りて、
八重垣
作りこめ
給ひし
時、
詠給ひし
歌なり。
三十一文字
の内に
万の
事を
こめ
たり。
人の
心
種
として
万の
言の葉
とぞ
なれる。
世に
ある
人
事
業
繁
き
中
に
も
花
に
鳴く
うぐひす
水に
住む
かはづ
の
声を
聞
けば
生
きとし
生
けるもの
いづれか
歌を
詠まざ
りける。
力を
も
入れず
して
天地
を動
かし
目に
見えぬ
鬼神
をも
あはれ
と
思
はせ
男
女の
仲
をも
やはらげ
猛き
武
士の
心
をも
慰むる
歌
なり。
難波
の
浦
に
寄する
波
の
音
、
高
き
山
の
麓
を
流
れ
て
落
ちる
滝
の
音
、
聞
く
人
の
心
に
感
ぜ
ざ
る
事
なし。
中
にも
男
女
の
仲
は
、
人
の
心
を
和
らげ
、
猛
き
武
士
の
心
を
慰
む
。
天
地
の
間
に
生
まれ
て
、
人
の
心
を
動
かす
ものは
、
和歌
なり。

光明院の皇妃仏像殿うえさまの[illegible]
[illegible]の[illegible]
阿部晴明[illegible]
[illegible]
[illegible]

佐理 絶筆

匡衡 宏學

佐理は[illegible]絶世の能書[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

堂塙 構營

雅詠 算術

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

負任起亂

豪猛唱凱

[illegible]

聚敵蹤奇

吟梅免罪

[illegible]

奥州征伐

鷹懸秋兵

和田小次郎藤原家衡同武衡義を企て
金澤に相模の守を攻し 信の黒部
將軍源義家朝臣大軍を引率し 彼の
敵陣に寄せ 而貴の賊兵五度迄出し
不心伏屈 後かたを引
田を見て 軍を空に行 雁列を
整 陣を張 鬨を上 鏑を
列を 必ず伏勝 ちと 信
を 引 と 出し 伏勝 しが
を

景政先蒐

陳命 信頭 景政 一子
強弓 いつも 先登 と

鏃 貫 眼

射礪 栄宸

仁安三年四月 化鳥 鳴 第 震殿 上 ある
春 帝 御 さ の 御 脳 ら 陰 陽 位 頼
政 卿 射 る 鵺 射 の 矢 し 鵺
首 撃 ら 花 屋 れ 怪 星 殿 の
と 白 殿 下 威 の 矢 の
乃 ぶ。 孔 を 矢 月 の

奥州に住人多陸奥守命を受て
勝ち〳〵に成て先陣を
国を服 さ 景時
見 今 先 多陸殿
を 見 国 景政
陸 殿 を 敵
を 矢 矢 を 景政
矢 矢 を 首
射 二 を 居 る

殺狐那須

兼福寵夏

保元鼎沸

保元乱起る所は崇徳帝と諫られ給し後
白河帝寵妃兼福門院と申奉る御子陳延門
院と申奉る事に兼福門院多利佐を愛し給へ
崇徳帝を如在し奉り給へ共兼
多利帝を御院崇徳帝を御院御し奉る
是を崇徳帝崩御し給へ共御院王子

墻廡爭然

親族失倫

後白河院も御院御同腹と思召し給へ共
御母は内裏に召し給へ共兼多利帝を
崇徳帝と申奉る事を御
雪下奉る親長と申奉る御合戦
是の武士と申す中の一人と申す
方陸判官為義

四郎為義郎等[illegible]高数十人を率し
[illegible]の夜襲[illegible]の[illegible]
[illegible]長[illegible]の離宮[illegible]
[illegible]吹ちらされしを[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]辞し[illegible]院使さしつ
[illegible]子供[illegible]
[illegible]院[illegible]
[illegible]院[illegible]

同胞鉾盾

内裏を[illegible]義朝[illegible]
[illegible]
[illegible]院[illegible]
[illegible]

叔姪鳥蝶

[illegible]

鎮西強弩

[illegible]院[illegible]為朝[illegible]
[illegible]
[illegible]為朝[illegible]
[illegible]
[illegible]為朝[illegible]
[illegible]義朝[illegible]
[illegible]為朝[illegible]
[illegible]義朝[illegible]
[illegible]為朝[illegible]
[illegible]義朝[illegible]
[illegible]為朝[illegible]
[illegible]義朝[illegible]
[illegible]鎮西[illegible]
[illegible]

突騎基倒

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

牛若潛去

僧都孤懶

[illegible]

馬驥嘶慎

[illegible]

仲彌と共に実房を初め大納言
兄弟四人の子孔雀丸
しの事に隠と高倉宮を
高倉宮を帯佐つれ奉り
平家を大軍討ふとも
義仲と行はしてしかる
行はれ給ふ宮の子
院宣に乃ち諸国の
孔雀丸 平家院と
辞世 仲基花咲て
咲れ花と云ふ
しとも今も平家院と
文覺院宣

昆季 [illegible] 興

文覺上人を [illegible] 神護寺 [illegible] 院宣
[illegible] 仲基 [illegible] 隠 [illegible]
[illegible] 頼朝 [illegible]
[illegible] 文覺 [illegible] 頼朝
[illegible] 上洛 [illegible] 院宣
[illegible] 頼朝 [illegible]
[illegible] 大情 [illegible]
[illegible] 京都 [illegible]
[illegible] 頼朝 [illegible]
[illegible] 陳 [illegible]
[illegible] 陳 [illegible]

足利殿の家臣陳宗と云ふ者冠者
義経を討たんと謀る義経を副将
軍とし義仲を討ん事を
知し是事御聞きまゐらせ
冠者標險　別當梁縣

去程に冠者義仲は都に
留まり事を
陳宗軍勢を
陳宗と云ふ者あり義仲
を孫
子共倶利伽羅谷に落し入れ
平家別當宗盛
義仲
義仲は
寶殿の地蔵と云人を
陳宗

驕慢倍熾　叛屬恣拉

義仲は
世地蔵軍と呼び情深き
天子を蔑如し御使
高し
八幡宮を
本尊の山中に人を
冠者和泉を
師
義仲を
頼朝
義仲京に
義仲京に
義仲

四傑精疲　群卒競攻

義仲は
しと
陳宗

[illegible]

巴敎憑（トモエキヨヒヨウ）關左（カンサ）

旭没栗津（アサヒノツバキ）

元暦元年正月義仲ハ源氏ノ大軍ヲ引受テ僅ニ十騎
[illegible]ニ成リ給ヒシ巴ハ中ニ成リ給ヒシ
[illegible]ニ成リ給ヒシ婦人ニ成リ給ヒシ
[illegible]ノ上ノ[illegible]ヲ以テ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

刀加破行　巖伴歷卵

[illegible]

數戰刀屈　追驅且慶

[illegible]

二階堂安倍常忠ハ高堤皇后
或ハ云ふ者なり　雷ハ凡ハ[illegible]

沈溺隆馬　威衰時然

保元年間に[illegible]
[illegible]
[illegible]

視使土芥　藐此寇讎

右大臣頼朝卿ハ正二位ニ昇シ内大臣ニ任シ
源氏ノ受領ハ国司ニ成シ

挾恨逆櫓　遁東蝦

陸奥守義経ハ平家ヲ滅シ日本国ヲ鎮ム
盛衰ハ一時ノ事ニ成リ陸奥ノ国ヲ賜ハリ
ケレトモ恨ヲ含ミ逆櫓ヲ論シ
宮ヲ賜ハリ勝地ヲ領シ
ケレトモ恨ヲ含ミ逆櫓ヲ論シ
仍用捨ヲ以テ義経ヲ
信シ頼朝ハ平家ノ残党ヲ
ヲ兼経京都ヲ警固シ陳代ハ鎌倉ヲ守リ
ト鳳列ヲ以テ秀衡ハ鎮ヲ
衡設経ヲ以テ康衡ハ
経鎌ノ史ヲ自殺シ
ケレトモ五頭ヲ
ニテ服セシ

白拍子服老

靜飄然袁　媚惜空契

静ヲ方便ヲ別殿ニ
ノ所ヲ世ヲ
ノ世ヲ
ノ世ヲ
ノ

冨山領旗揚

文治年中に奥州の藤原を滅ぼしの事

[illegible]

義復伝

[illegible]

鎌倉棟梁

鶴岡彩粧

右大将頼朝公に義仲を討ち安堵の宣旨下る 天子震怒[illegible]
[illegible]
[illegible]

業平時代目

定家百首

小倉百人一首撰者藤原定家は平安末期の人
歌人にして歌道に精通し殊に有職故実に通
じ歌道の師として世に尊ばれ世に尊ばれる
歌人にして歌道の師として世を渡り人々
天皇の御歌を撰集して奉る又撰歌を作り
歌を集めて世を治め人倫を正しくする
歌人にして歌道の師として世を渡り人々
歌人にして歌道の師として世を渡り人々

吏廣眞宗

法然妙典

大禮を都に蓮如上人

視事大名法然上人の門に入りて
其修殿に堀川の里に住して一時に
宗旨を傳授し大禮を受けて
二人の門人を視の宗門
門跡の称号を授る
日蓮上人 信列山陵に
山の門宗旨を
宗し 聖人 隆寛 親鸞 宗門を

[illegible]

尊圓入木（ソンエンニウボク）

尊圓法親王は後朝の人入木院嵯峨天
皇の子なり法名は尊圓号は明月庵
の宗祖なり[illegible]道法親王は[illegible]
[illegible]世俗天下[illegible]

宥恵庭訓（ユウエテイオン）

少僧都代目[illegible]
[illegible]

崇鑑闘敵（スウカンタウテキ）　阿弱刺怨（アジャクラウ）

[illegible]

[illegible]

岡不有姫　必少克終

智主結夢　廷尉奉筭

[illegible]

剃櫻賦　詩

架樓　隠謀

[illegible]

楠公を帝に密奏し密勅を
賜まし義貞義兵を挙げ
鎌倉に攻め入り関東の賊徒
[illegible]
[illegible]
[illegible]

足利跋扈　楠高徴匿

足利尊氏小弦河内ニ軍ヲ興シ大塔宮ヲ捕ヘ奉リテ
天皇ヲ比叡山ニ移シ奉リ大勇ヲ奮フ者多ク集ル
義貞兵ヲ隆盛ニ率ヒ上ル
官軍ヲ摂津ニ敗ル時行ヲ討テ京都ヲ
恢復ス隆盛ヲ遣シ天皇ヲ奉シ
郵使ヲ遣シ天下ヲ
尊氏跋扈ス軍ヲ
挙ル足利尊氏ヲ
ハシメ
ハシメ
ハシメ
ハシメ

無好寂寞　了俊制詞

吉田兼好ハ世ヲ遁レ出家シ
隠歌ヲ作リ寂寞ヲ
了俊ハ
今川了俊ハ
原家備ヲ
荆ヲ跋扈
了俊ヲ
了俊ヲ
ハシメ
ハシメ
ハシメ
ハシメ

魁樹鹿苑　殿司涅槃

足利尊氏ハ鹿苑院義満ヲ
世ヲ
朝ニ

二尊ノ三種神器小殿ノ所ニ在ル而帝ニ
大上天皇ニ奉ラシメ給フ而小殿ノ小殿ノ世
事元多建武ノ二年五月ノ大乱ニ
シテ皇利ニ成ル天下泰平ニ帰シ給フ
功ニヨリ兼備大納言ニ昇ル大納言
ノ位置ニ十兼備天下ニ世ニ義持ニ譲リ西山
別荘ニ居ル給フ金閣ト称シ今ニ金閣寺ト
北殿司ニ京都東福寺ノ殿司ト為ル明北ト
云ヘリ東福寺ハ建仁寺ノ末寺ニ
而師ノ弟子ニ拙ヲ以テ拙ヲ以テ
燈ヘリ其師ニ感シテ速ニ
拙ニ其伊勢ノ国ニ
後世ニ禁ヲ弟子ニ
教育ニ但聚ノ間ニ

管領交衛執職共掌

皇列管領ハ細川畠山仁木ノ三家ニ
執職者長上坊高大内大月ノ三家ニ
者ニ所ニ司ニ所ニ司ニ

休戯談

一任禅師ハ京都紫野大徳寺ノ僧ニ禅学
ニ志シテ世ニ出ル者ニ
其ニ一休ニ随フ者ニ
称号

一休正一門ノ祖ニ定遠ニ師ノ二世ニ
一任禅師ニ学ル乃チ
小弟ニ

蛯川禅悟

蛯川ハ武蔵ノ国ニ住ル俗人
贈答ニ歌

酬醻答叢・靈璽賜祈

太田持資入道道灌に親しく隆房公家長卿
文武兼備し給ひて隆房公家長卿
[illegible]
[illegible]
[illegible]

古礼長く[illegible]元学之道衰へ禮法[illegible]正文
小用之所[illegible]又[illegible]之費之人[illegible]之[illegible]之所[illegible]民間
階[illegible]之教容ノ[illegible]

服賓黎貴君蚯蚓

元弘建武の[illegible]和泉五[illegible]
[illegible]之[illegible]
應仁之[illegible]
陳[illegible]
[illegible]
殿[illegible]
[illegible]
[illegible]

幕府雙峙　京畿潰亂

[illegible]
[illegible]
應仁之大乱十[illegible]
[illegible]
[illegible]

神慄退散　諸侯互戰

文明九年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

紫辰多端　恋歌千枚

[illegible]

人の辰をうけ聖[illegible]

[illegible]

[illegible]

雪舟淡圖　永仙丹青

雪舟師と倉しと連を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

種玉連歌　宵相逸樂

連歌を和歌と一体としいたるべし　真徳宗因

宗因[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

孫貨掘案　芳若薫金

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

爐圍瀘觴・禮則準繩

後伏見院の御宇寧一山の僧来朝して
茶湯を敷し爐圍の瀘觴を
禮則を定め給ふ
代々の帝王の茶道を禮則を定めしもの
多くは吊茶道を系ぐ所となる
知らん

祐乗影巧觀世謡曲

源藤祐乗を金春流の
影利を以て
等の為人は大場が橋
影を以て人物を
つくり
影を以て

謡曲・觀世金春禅竹祖
多くは世阿弥祖
觀世流を
謡曲を
謡曲を
謡曲を

早雲鷹揚　西杉接貪

北條早雲は伊勢の人
為の始
食客を
陳を
琳山
世を
別に
代々
国別を

足利尊氏二月末西国より陸奥へ
上洛せらるる陸奥守殿の代に
桃井上杉憲顕等陸奥
憲顕を京都へ上り京都
京都守護桃井直常
陸奥へ上り桃井
関東管領上杉
憲顕を山内前管領
上杉
憲顕

鱶蟲顯忠面

鱶贈鏡

細川高氏尾州寄こして
御出馬
陸奥へ
敵
海
上
鱶

文文九年薩摩和泉
五郎中二郎殿命
五段目
陸奥
陸奥
陸奥
陸奥
陸奥
陸奥
陸奥
陸奥

松並販油

中務死節

松並販油
中務死節

家康自身自害セ[illegible]信長家ノ[illegible]
感賞[illegible]行和[illegible]敗[illegible]
各境悉紛

天下ノ大勢百[illegible]
[illegible]侵シ[illegible]各境善[illegible]毎柵簒奪

窺弊侵略

烏合瓦解

[illegible]

駿遠并呑

濃尾睥睨

今川治部大夫義元ハ桶狭間ニ於テ信長ニ敗ル
五月信長ハ三河ニ軍ヲ興シ家康ハ[illegible]
入桶狭ニ陣シ[illegible]
[illegible]織田上総介信長一家ニ[illegible]
義元ハ陣ヲ[illegible]大敵義元ヲ[illegible]
英名ヲ四海ニ[illegible]
[illegible]義元ハ[illegible]
[illegible]

鋒接甲越

陳拙孫呉

武田大膳大夫信玄ハ[illegible]
[illegible]上杉[illegible]
[illegible]

義任を任ぜ〜越後の守陸奥の
首尾帰伏せ〜る事を聞く
酷薄及兵を交ふ事数年
也時に登らざる者なし
程なく奥州平定
を須賀の館に移し
武田左近の郎
兄權霜臺
弟規御諸
本は義摩服俗を従ふ任中納言
大納言
時惟忠官を命ぜ
一日を移さず
能人者有
仮見堪

豊臣大閤御沙汰に任せ一所に大内と
称号御作り寄附をもって敵を除き或の国王天
皇の任官明智光秀の為めに討滅ぼされ中国
中国を献上光秀を討滅ぼし
山崎の合戦に天下を統一し
国を元に天皇を奉戴し奉る

聚楽鏤珠　酬酢錦

天正十三年に豊臣関白大臣に昇進し四
季内道を造営し聚楽周囲に長城を構へ
内に玉楼金殿を造営し人の耳目を驚かす
是を聚楽造営と云へり後陽成帝御幸
せらるを設酬の花見を催しめ天子皇后を
始め奉り奉る女のこと花を つら連ねを
を行幸御門を奏の為に天皇に献
奉り

高麗頻襲　蔵塚尚存

文禄年大閤御制禁を征伐を自ら船を名護
屋に陣し給へり諸大名御供御陣
朝鮮に道を取らせ給へり諸軍を
卵を乞くして
大明に朝鮮を援兵を
接戦の如く援兵を
首級を高麗に送り
を生捕を
京都に帰り大閤に朝鮮征伐の
兵を引き天下自在
威を示し給へり
しめとの御厚恩を

林氏鴻儒　稱心幽樓

[illegible]

紹運循環　朝野抃躍

東湖宮之何[illegible]天運循環し[illegible]

[illegible]

邦域繁昌　餘光無疆

[illegible]

歷史提要　董懲横逆

[illegible]

誡子童兒（イマシメヤ　トウジ）

[illegible]

[illegible]
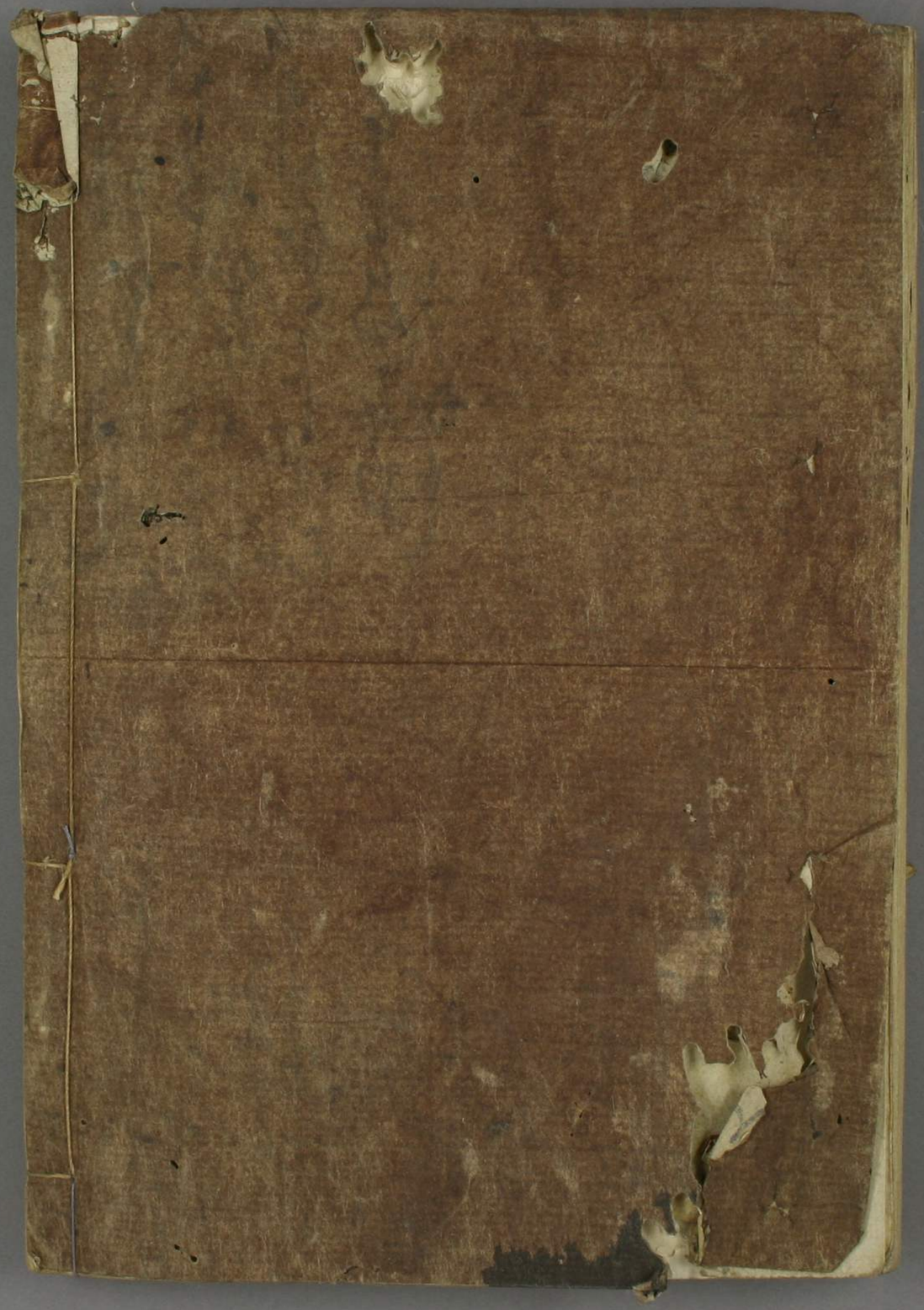
[illegible]